

記

一、經過

(1) 勞働者側

A. 爭議團ハ其後更ニ脱退復職者一名ヲ出シテ強硬ナルモ
 内心困惑ノ状態ニアリ最近以來者関根政治ハ官廳調停課
 ニ出頭シテ讓歩スルヲ以テ相當幹旋セラレ度キ旨ヲ懇請
 セリ

(2) 事業主側

A. 四月十五日ヨリ職工二名ニテ分工場作業(ニス製造)ヲ開始
 セリ

B. 五月三日大阪及名古屋工場ヨリ各一名ノ職工ヲ轉勤セル
 ヲ現在男工廿二名、女工一名ニシテ作業ニ従事セルノ生産
 能率ハ爭議發生前ト異ラズ

(3) 交渉状況

A. 爭議団代表関根政治ノ友人弁護士城森弘ハ四月十六日個
 別ニ各ノ賞格ニテ浦上技師ト會見シ調停課ニ幹旋ヲ依頼スル
 旨ヲ述バ辞去セリ

B. 四月廿二日ヨリ三日ニ亘リ總聯合常任高山久藏、皆川利吉、
 大衆新聞社長俵六郎、山本工場主任ト會見双方ノ間ニ幹
 旋スル處アリシモ勞資共態度強硬ナル為メ結局三名ハ手
 ラヒクニ至リタリ

右及申(通)報候也